

記入例（一挙防音工事を希望する場合）

① 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

## 住宅防音工事希望届

②

- 防音工事 （ 一挙防音工事  追加防音工事  防音区画改善工事  外郭防音工事）  
 空気調和機器機能復旧工事  
 防音建具機能復旧工事を希望します。

（フリガナ） 工事希望者の氏名	（ ボウエイ タロウ ）  防衛 太郎	工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る 所有権を有する者に住宅防音工事に係る承諾 が必要になりますが、承諾は得られていますか。  <input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ
工事希望者の住所	〒 123 - 4567 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
③ 工事箇所の住所	（集合住宅の場合は工事を希望する建物名、部屋番号、戸数まで記入） 〒 123 - 4567 ■■市■■町■■-■■-■■ ▲▲アパート〇号室	
連絡先	TEL 111-222-333	
④ 建築年月日	S59 年 4 月 日 S35 年 9 月 日 （住宅を建替えた場合は、建替え前の建築年月日も記入）	

※以下の方がお住いの住宅で、工事を優先的に行うことを希望する場合は該当箇所を☑してください。

⑤

- 高齢者 ・  乳幼児 ・  障害者

### 【問い合わせ先及び送付先】

住宅防音工事希望届は下記宛先まで提出またはお送りください。

〒904-0295

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9

TEL：098-921-8150

メールアドレス：juboka03-ok@ext.okinawa.rdb.mod.go.jp

※裏面もご確認のうえ、ご記入ください

## 〈記載要領〉

緑色で塗りつぶしている箇所に下記のとおり必要事項を記載してください。

- ①提出日を記入して下さい。
- ②希望される工事にチェック☑し、防音工事については、希望する工事内容についても☑して下さい。
- ③工事希望者の住所と同一の場合には「同上」と記入して下さい。

集合住宅の場合

建物名、部屋番号、希望される戸数を確実に記入して下さい。

- ④住宅防音工事を希望する住宅の「建築年月日」を記入して下さい。

住宅を建替えた場合は、建替え前の「建築年月日」も記入して下さい。

- ⑤以下①～③の方がお住まいの住宅について、住宅防音工事を優先的に行うことを希望し、当該事項を記入することについて差し支えがない方は、該当箇所に☑して下さい。

- ①高齢者（65歳以上の方）
- ②乳幼児（小学校就学前）
- ③障害者（公的証明をお持ちの方）

※住宅防音事業補助金交付申込書の提出時に併せて、当該事項を証明する書類の提出が必要となります。

※障害者は、身体及び精神障害者等の方が対象となります。詳細については、沖縄防衛局までお問い合わせ下さい。

※業者に委任する場合は委任状を添付してください。その際、委任内容について、「希望届手続きについて」など、希望届の提出以外の委任について記載されていた場合、受付しませんのでご了承ください。

記載例：上記のものを代理人と定め、住宅防音工事希望届の提出を委任します。

※電子メールで提出した際は、原則、受信日の翌日までにメールを受信した旨のメールを返信します。その後、希望届の内容について確認後、改めて対象の可否についてメール等にてご連絡いたします。

## 〈住宅防音工事の記入にあたってお読みください〉

1 この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。

### 2 防音工事

#### (1) 一挙防音工事

- 初めて行う住宅防音工事です。
- 世帯人員+1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。

#### (2) 追加防音工事

- 従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
- ※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
- 世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。

#### (3) 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅や身体障害者等(精神障害者等については対象外)が居住する住宅等対象に行う住宅防音工事です。
- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

#### (4) 外郭防音工事

- 世帯人員にかかわらず、原則として、家屋全体を一つの区画とし、その外郭について実施する住宅防音工事です。
- 対象となる住宅は下記のとおりです。

#### 8.5W以上

- (1) 防音工事を実施していない住宅(集合住宅場合は住戸。以下同じ。)
- (2) 防音工事(一挙防音工事、新規防音工事、追加防音工事、防音区画改善工事)を実施している住宅であって、以下の事項に該当する住宅。
  - ア 防音工事を実施していない居室がある住宅で、各防音工事が完了した日から10年以上経過している場合
  - イ 防音工事を実施していない居室がない住宅で、各防音工事が完了した日から10年以上経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施する場合

#### 7.5W以上8.5W未満

- (1) 鉄筋コンクリート造系の集合住宅(以下「RC集合住宅」という。)であって、防音工事を実施していない住宅
- (2) 原則として一挙防音工事等と外郭防音工事を実施した住戸が混在しているRC集合住宅であって、単板プレスドアのように芯材を使用していない玄関建具が設置されている一挙防音工事等を実施済みの住戸

### 3 空気調和機器機能復旧工事

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部または一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

### 4 防音建具機能復旧工事

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部または一部を保持していない防音建具が対象となります。

5 住宅防音工事希望届に記載された個人情報、地方防衛局が作成する住宅防音工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。また、希望届を受理された方については、国又は国が委託した業者から「住宅防音事業補助金交付申込書」を配付します。頂いた個人情報につきましては、業務の利用目的の範囲内において、委託業者と共有する場合がありますので、予めご了承ください。

6 法令等の変更やその他の事情により、工事内容等が変更となる場合があります。なお、ご不明な点は、沖縄防衛局へお問い合わせください。